

# 三鷹市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和6年4月

## 目 次

三鷹市パートナーシップ宣誓制度の概要	2
1 制度の目的（条例第1条）	2
2 用語（条例第2条）	2
3 制度を利用できる方（条例第3条）	3
4 手続きの流れ	4
5 宣誓に必要な書類（条例第4条・第5条）	5
6 交付する書類（条例第6条）	6
7 記載事項の変更（条例第7条）	7
8 受理証等の再交付（条例第8条）	7
9 受理証等の返還（条例第9条）	7
10 受理証等の取り消し（条例第10条）	8
11 よくある質問（Q&A）	9
参考① 三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等により 利用可能となる施策・事業について	10

この手引きは、三鷹市パートナーシップ宣誓制度の概要や目的、手続きの流れなどを分かりやすく理解していただくために作成しました。実際に制度を利用する際は、11 ページ以降の条例を合わせてご確認ください。

### <問い合わせ先>

三鷹市企画部企画経営課平和・人権・国際化推進係

メール [kikaku@city.mitaka.lg.jp](mailto:kikaku@city.mitaka.lg.jp)

電話 0422-29-9032

# 三鷹市パートナーシップ宣誓制度の概要

この制度は、一方または双方が多様な性的指向またはジェンダーアイデンティティをもつ2人が、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、要件を満たしていることを確認の上、市が「三鷹市パートナーシップ宣誓書受理証」等を交付する制度です。法律上の婚姻とは異なるため、宣誓をしても法律に基づく権利や義務は発生しませんが、三鷹市や東京都の一部の施策や事業を、婚姻関係にある方と同様に利用することができます。

なお、三鷹市では、制度に係る手続等を定めるため、「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

## 1 制度の目的（条例第1条）

パートナーシップ関係にある方の生きづらさや差別、偏見など、生活上の支障を軽減するとともに、地域における理解促進につなげることで、誰もが尊重され自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的としています。

## 2 用語（条例第2条）

### (1) パートナーシップ関係

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した、一方または双方が多様な性的指向またはジェンダーアイデンティティをもつ二者間の関係をいいます。

### (2) 宣誓

パートナーシップ関係にある者の双方がパートナーシップ関係であることを誓うことをいいます。

### (3) 性的指向

恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。

### (4) ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいいます。

### 3 制度を利用できる方(条例第3条)

次の全ての要件を満たしているパートナーシップ関係のお二人が対象です。

- (1) 満18歳(成年)に達していること。
- (2) 次のア～ウのいずれかに該当すること。
  - ア パートナーの双方が三鷹市内に住所を有している。
  - イ パートナーの一方が三鷹市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内への転入を予定している。
  - ウ パートナーの双方が3か月以内に三鷹市内への転入を予定している。
- (3) パートナーの双方がともに婚姻をしていないこと。  
(届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)
- (4) パートナーの双方が相手方であるパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除きます。  
※734 条:近親者間の婚姻の禁止  
735 条:直系姻族間の婚姻の禁止  
736 条:養親子等の間での婚姻の禁止

#### Check!

- (1) 年齢要件
- (2) 住所要件
- (3) 婚姻(事実婚を含む)していない
- (4) 他者とパートナーシップ関係にない
- (5) 民法上の婚姻できない関係にない

## 4 手続きの流れ

### (1) 宣誓手続の予約をする

パートナーシップ宣誓は、プライバシー保護などの観点から、事前予約制としています。事前予約は、メールまたは電話により、三鷹市企画部企画経営課平和・人権・国際化推進係までご連絡ください。

宣誓を希望する日の1～2週間前までに予約をお願いします。

メール kikaku@city.mitaka.lg.jp  
電話 0422-29-9032

- ※ 受付時間は、平日の午前9時～午後5時です(年末年始を除く)。
- ※ メールで予約連絡する場合は、本文に宣誓希望日を必ずご記入ください。予約状況等を確認し、市担当者からご連絡します。
- ※ 電話での予約連絡は、平日のみです。

### (2) 宣誓書を提出

必要書類を持参のうえ、予約した日時に所定の場所まで、お二人でお越しください。宣誓は、個室(会議室等)で行います。宣誓書は、当日その場でご記入いただくこともできます。

※必要書類は5・6ページを参照してください。

- ※ 「三鷹市パートナーシップ宣誓書」は、市ホームページからダウンロードできます。

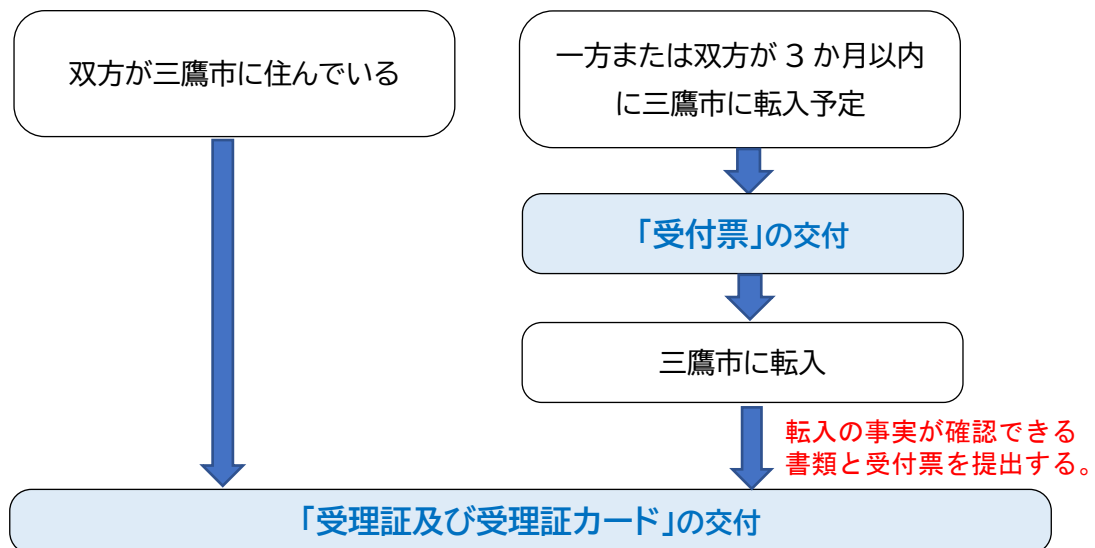
[https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_service/108/108144.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/108/108144.html)



### (3) 受理証等の交付

宣誓の要件や必要書類等の確認ができましたら、受理証と受理証カード(転入予定の方は、受付票)を交付します。交付は、窓口または郵送で行います。

※お渡しまでには1週間程度かかります。



## 5 宣誓に必要な書類(条例第4条・第5条)

### (1) 必要書類

#### ① 住民票の写し

宣誓日における住所地の住民票で3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ(お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通)提出してください。

本籍、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

#### ② 戸籍抄本または独身証明書

3か月以内に発行されたもの。日本国籍を有しない方は、本国が発行した婚姻していないことを証明する書類とその翻訳が必要になります。

#### ③ 通称名が確認できる書類(希望する方のみ)

受理証及び受理証カードに通称名の記載を希望する場合は、各種契約書や郵便物、社員証など、社会生活上日常的に通称名を使用していることが確認できる書類の提示が必要になります。

### (2) 本人確認書類

本人確認は、以下の①～③のいずれかにより行います。

① 「書類A」1点の提示

② 「書類B」2点の提示

③ 「書類B」1点 + 「書類C」1点の提示

「書類C」2点の提示では本人確認できませんのでご注意ください。

### 1点の提示で済むもの【書類A】

個人番号カード、運転免許証、旅券、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、写真付きの公務員の身分証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたものに限る。)、写真付きの公立学校の学生証

### 2点の提示が必要なもの【書類B】

国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険または船員保険に係る年金証書、共済年金または恩給の証書

### 2点の提示が必要なもの【書類C】

学生証、法人が発行した身分証明書または国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書で、写真を貼り付けたものその他市長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

## 6 交付する書類(条例第6条)

- (1) パートナーシップの宣誓を行い、受理された方には、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証及び受理証カードを交付します。  
条例第4条に基づく宣誓をしたことを証明するもので、「A4判の受理証」1枚と、携帯しやすいカード型受理証をお二人に1枚ずつ交付します。
- (2) 三鷹市に3か月以内に転入予定で、パートナーシップの宣誓をされた方には、三鷹市パートナーシップ宣誓受付票をお二人に1枚ずつ交付します。  
三鷹市に転入した後、その事実がわかる書類とともに、三鷹市パートナーシップ宣誓受付票を市に提出することで、受理証及び受理証カードを交付します。

## 7 記載事項の変更(条例第7条)

氏名や住所など、宣誓書の記載事項(パートナーの変更は除きます。)に変更があった場合は、「三鷹市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」を市に提出する必要があります。

なお、届出の際には、変更内容が確認できる書類と本人確認書類が必要です。

※ 「三鷹市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」は、  
市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_service/108/108144.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/108/108144.html)



## 8 受理証等の再交付(条例第8条)

受理証または受付票(以下「受理証等」といいます。)を紛失、毀損、汚損したことにより、再交付を希望するとき、または「記載事項の変更」をしたときは、「三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等再交付申請書」により、市に申請することで再交付が受けられます。

なお、申請の際には、本人確認書類及び毀損・汚損した受理証等が必要です。

※ 「三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等再交付申請書」は、  
市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_service/108/108144.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/108/108144.html)



## 9 受理証等の返還(条例第9条)

次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、「三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届」に受理証等を添えて、届け出てください。

- (1) パートナーシップ関係を解消したとき
- (2) 3ページに記載の要件に該当しなくなったとき
- (3) パートナーの一方が死亡したとき

※ 「三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届」は、  
市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_service/108/108144.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/108/108144.html)





## 10 受理証等の取り消し(条例第 10 条)

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、受理証等を取り消します。

- (1) 偽りや不正により、受理証等の交付を受けたとき
- (2) 受理証等を改ざんし、または不正に使用したとき
- (3) 受付票の交付の日から3月以内に転入しなかったとき。

※受理証等を取り消したときは、該当する受理証等が返還されるまでの期間、  
受理証等の交付番号を市ホームページで公表します。



## 11 よくある質問(Q&A)

### Q1 宣誓や受理証等の発行に費用はかかりますか？

宣誓や受理証等の発行に費用はかかりませんが、住民票や戸籍抄本など宣誓に必要な書類を取得する際の発行手数料等は、各自でご負担いただきます。

### Q2 郵送による宣誓はできますか？

本人確認ができないため、郵送での宣誓はできません。事前予約のうえ、お二人で市役所までお越しください。

### Q3 住民票や戸籍への影響はありますか？

住民票や戸籍に変更はありません。

### Q4 受理証等はいつもらえますか？

宣誓書を受領し、本人確認や提出書類の確認ができましたら、窓口または郵送により受理証等を交付します(1週間程度かかります)。提出書類に不足・不備等があった場合は、書類が揃ってから交付します。

### Q5 三鷹市から転出するのですが手続きは必要ですか？

三鷹市から他の市区町村へ引っ越す時は、「三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届」に受理証等を添えて、届け出をしていただきます。

### Q6 宣誓手続きをするのにあたり、プライバシーは守られますか？

パートナーシップ宣誓の手続きは、会議室等の個室で行いますので、プライバシーが守られます。また、提出された宣誓書等も個人情報保護のルールに基づいて適切に管理・保管します。

### Q7 受理証等により利用できる施策・事業はどんなものがありますか？

三鷹市及び東京都の施策や事業で活用可能です。詳しくは、10ページに記載していますのでご参照ください。

### Q8 現在、東京都のパートナーシップ宣誓制度を利用していますが、三鷹市でも宣誓できますか？

現在、東京都制度を利用している方も、三鷹市で宣誓し、三鷹市の受理証等の交付を受けることができます。

## 参考① 三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等により利用可能となる 施策・事業について

### ◆ 三鷹市で利用できる施策・事業

分野	施策・事業名	受理証等の提示	備考
住宅	市営住宅の入居申込等	必要	使用者の資格に含みます。
住宅	市民住宅の入居申込等	必要	使用者の資格に含みます。
住宅	高齢者福祉住宅の入居申込等	必要	高齢者福祉住宅に配置する「生活協力員」もパートナーとの同居が可能です。
子育て	保育施設の入所手続等	不要	保護者として対応可能です。
子育て	各種保育サービス	不要	保護者として対応可能です。
子育て	学童保育所の入所手続等	不要	保護者として対応可能です。
福祉	心身障がい者福祉手当	必要	手当の支給対象である保護者に含みます。
福祉	原子爆弾被爆者見舞金	必要	支給対象の遺族に含みます。
福祉	高齢者等紙おむつ助成金	必要	助成対象者死亡時の代位受領者に含みます。
福祉	心身障がい者自動車等燃料費助成金	必要	助成対象者死亡時の請求者に含みます。
福祉	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	必要	介護人を推薦する家族に含みます。
福祉	在日外国人高齢者・障がい者等福祉給付金	必要	受給資格消滅時の通知先に含みます。
職員向け	育児休業等の取得	必要	看護や育児の対象者に含みます。
職員向け	扶養手当の支給	必要	配偶者と同等とし扶養親族に含みます。
職員向け	退職手当の支給	必要	職員の死亡による退職の場合に支給する遺族に含みます。
職員向け	旅費の支給	必要	職員が出張中等に死亡した場合に支給する遺族に含みます。
その他	災害見舞金	必要	被災者死亡の場合に支給する遺族に含みます。
その他	木造住宅耐震改修工事等助成金	必要	助成対象者に含みます。
その他	り災証明書	必要	同居の親族と同様に代理申請が可能です。
その他	軽自動車税(種別割)の障がい者減免手続	不要	従来と同様に「生計を同一にする者」に該当する場合が対象です。

※三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等により、東京都の一部の施策や事業でも利用できます。詳しくは、東京都ホームページをご覧ください。



## 参考② 三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例

(目的)

第1条 この条例は、パートナーシップ宣誓手続に関し必要な事項を定め、パートナーシップ関係にある者の生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意の下、協力して継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又はジェンダーアイデンティティを持つ2者間の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方がパートナーシップ関係であることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 パートナーシップ関係にある者は、次に掲げる全ての要件を満たしているときは、宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方が市内に住所を有していること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をした日から3月以内に市内への転入を予定していること。
  - ウ 双方が宣誓をした日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (4) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、三鷹市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し

(2) 宣誓をしようとする者の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻をしていないことを証する書類であって市長が適当と認めるもの（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻をしていないことを証する書類）

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の際に、本人であることを証明するための書類を提示しなければならない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する場合は、宣誓の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることを確認できる書類を提示するものとする。

（受理証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による宣誓がなされたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者に対し、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証及び三鷹市パートナーシップ宣誓受理証カード（以下「受理証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による宣誓をした者が第3条第2号イ又はウのいずれかに該当するときは、市長は、受理証に代えて三鷹市パートナーシップ宣誓受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとし、その者が宣誓をした日から3月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引換えに受理証を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により、宣誓をしようとする者が宣誓において通称名を使用したときは、市長は、当該通称名と当該通称名を使用した者の戸籍上の氏名を受理証又は受付票（以下「受理証等」という。）に併記するものとする。

（変更の届出）

第7条 前条の規定による受理証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、第9条第1項各号に掲げる場合を除き、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、三鷹市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（以下「変更届」という。）に、変更内容が確認できる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出がなされた場合において、前条の規定により交付した受理証等の記載事項に変更があったときは、受領者は当該受理証等を返還し、新たな受理証等の交付を受けるものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による変更の届出について準用する。

(受理証等の再交付)

第8条 受領者は、受理証等の紛失、毀損又は汚損等により受理証等の再交付を希望するときは、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受理証等の再交付を受けることができる。

- 2 前項の場合において、受理証等の毀損又は汚損を理由として再交付を申請する場合は、再交付申請書に当該受理証等を添付しなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による受理証等の再交付申請について準用する。

(受理証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届に受理証等を添えて、これを市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 第3条で定める宣誓をすることができる者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 受領者の一方が死亡したとき。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。

(受理証等の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証等の交付を受けたとき。
  - (2) 受理証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
  - (3) 市内に転入したことが確認できる書類を第6条第2項に規定する期限内に提出しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により受理証等を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証等の返還を求めるとともに、返還されるまでの間は、取り消した受理証等の交付番号を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

<問い合わせ先>

三鷹市企画部企画経営課平和・人権・国際化推進係

メール [kikaku@city.mitaka.lg.jp](mailto:kikaku@city.mitaka.lg.jp)

電話 0422-29-9032

